事 務 連 絡 平成 29 年 8 月 4 日

各都道府県障害保健福祉主管課(部) 御中

障害保健福祉分野における情報連携に当たっての留意事項について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し 上げます。

情報連携においては平成 29 年 7 月 18 日より試行運用が開始されたところですが、今般、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の情報連携に係る留意事項を別紙にまとめましたので、各都道府県におかれましては、情報連携を円滑に実施いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村(指定都市及び 特別区を含む。以下同じ。)に周知していただくとともに、管内の市町村等にお ける情報連携が円滑に実施されるよう、助言等の支援をお願いいたします。

障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の情報連携に係る留意事項

障害保健福祉分野の各種事務手続に係る情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が開始されているが、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事務手続について、受給者の扶養義務者及び配偶者が控除対象障害者であるかを確認するためのデータ項目が、データ標準レイアウトにおいて提供される項目となっていない。

このため、以下に掲げる手続については、下記による対応を行うまでの間、従来どおりの 事務運用にて対応いただきたい。

なお、以下に掲げる当面の間の運用に当たっては、従来どおり、庁内連携や他市町村への 照会等で地方税情報が取得可能である場合は、当該方法による確認を進め、申請者に添付書 類の提出を求めるのは、必要最小限にするよう配慮をお願いする。

また、情報提供ネットワークシステムを使用せずに、他市町村に対して地方税情報の照会を行う場合は、特定個人情報の提供の制限について定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第19条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。

【今後の対応について】

- ・データ標準レイアウトにおける以下に掲げる手続については、次期データ標準レイアウト の改版に向けて、必要な措置を講じる予定である。
- なお、当該改版を踏まえた情報連携の開始時期は調整中である。

【必要な一部の項目が情報連携において提供される項目となっていない手続】

新管理番号	手続名	別表第二 主務省令の条項	提供されない データ項目	当面の間の運用
47-2	障害児福祉手	第 38 条第 1 号	地方税関係情	従来どおりの事務運用の
	当の認定	イ	報に係るデー	方法により情報を取得する。
			タ項目のう	ただし、庁内連携や他市町村
47–14	障害児福祉手	第 38 条第 2 号	ち、控除対象	への照会等で地方税情報が
	当所得状況届		障害者等	取得可能であり、添付省略が
	の内容確認			可能となる場合には、申請者
47-22	特別障害者手	第 38 条第 1 号		に対して添付書類の提出を
	当の認定	1		求める必要はない。
				なお、情報ネットワークシ

47–26	特別障害者手	第 38 条第 2 号	ステムを使用せずに、他市町
	当所得状況届		村に対して地方税情報の照
	の内容確認		会を行う場合は、番号法第
47–34	福祉手当所得	第 38 条第 3 号	19 条の規定に留意し、個人
	状況届の内容		番号をマスキングするなど
	確認		の対応が必要であることに
			留意すること。

※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1525